横浜市川づくりコーディネーター制度要綱

制定 道河企第641号 令和２年３月30日（道路局長決裁）
最近改定 道河企第708号 令和５年３月31日（道路局長決裁）

（目的）
第１条　この要綱は、生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全を図るための市民協働による川づくりにおいて、横浜市が支援を行うにあたり、支援の内容等を定め、支援の申請に際し必要な事項を定めることを目的とする。

（川づくり）
第２条　前条の川づくりは、川づくり支援決定通知書(第２号様式の１)を受理した川づくりを行う者(以下実施者とする。)が作成し、横浜市の承認を受けた川づくりプランに基づいて実施する活動とする。

（支援内容）
第３条　横浜市川づくりコーディネーター制度における支援内容は以下のとおりとする。
(1)　川づくりコーディネーター（「横浜市川づくりコーディネーターの登録等に関する要綱」により登録された者をいう。）の派遣
(2)　川づくりに関する資材の提供（詳細は川づくりコーディネーターおよび横浜市と相談）
(3)　川づくりに関する情報の提供

（川づくりコーディネーターの派遣回数及び人数）
第４条　支援期間における派遣回数は、予算の範囲内で、１申請あたり、最大48回とする。
２　派遣回数は、１回につき１人派遣するものとする。

（資材の提供）
第５条　資材の提供は以下のとおりとする。
(1)　川づくりプラン作成の検討にあたり必要な資材
(2)　川づくりに必要な資材

２　資材の提供を希望する者は、川づくり資材提供申請書（第５号様式の１）を市長に提出するものとする。

３　資材の提供の詳細については、川づくりコーディネーターおよび横浜市と相談の上、決定するものとする。

４　資材の提供については制限する場合がある。

（支援期間）

第６条　支援期間は初めて申請のあった日付から起算し、川づくりプラン作成のために最大１年間、川づくりの実施のために最大３年間の、年間単位で通算４か年までとする。

２　前項の支援期間終了後、申請者が必要とする場合は、横浜市と協議の上、必要だと認められた場合に限り、川づくりを実施した箇所の経過確認、改善等の相談のために、川づくりコーディネーターを最大期間１か年、通算４回まで派遣することができる。

（支援対象河川）

第７条　川づくりコーディネーター制度の支援対象は、横浜市が管理又は施工・維持する河川（河川法が適用又は準用される河川）および水路とする。

（支援を申請することができる者）

第８条　次の各号をいずれも満たす者は、横浜市川づくりコーディネーター制度における支援を申請することができる。

⑴　横浜市に在住、在勤若しくは通学する個人（成年に達している者に限る。）、又は横浜市に所在地がある団体

⑵　制度の趣旨に賛同し、生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全のための川づくり、維持管理、水辺の利活用を実施しようとする団体又は個人

（支援の申請）

第９条　横浜市川づくりコーディネーター制度における支援を受けようとする者は、川づくり支援申請書（第１号様式の１）と実施したい川づくりの内容（第１号様式の２）を市長へ提出しなければならない。

２　翌１年間の支援の継続を希望する場合は、川づくり支援継続申請書（第６号様式の１）と実施したい川づくりの内容（第６号様式の２）を、支援期間終了日の１か月前までに提出すること。支援継続の申請理由によっては、申請を受理しない場合もある。

（支援の書類審査）

第10条　前条の申請があった場合、市長は道路局河川部河川企画課に審査を行わせ、支援の可否を決定する。

２　前項の審査にあたっては、制度の趣旨や目的への適合性、河川管理や既存の川づくりへの影響等を総合的に考慮することとする。
３　継続して支援を受けようとする申請については、他の新規申請および活動期間が短いものを優先とし、予算状況およびこれまでの活動内容等を踏まえて審査するものとする。
４　次の各号に該当する場合には支援を行わないものとする。
(1)　申請内容が制度の主旨、目的に合致しないと認められる場合
(2)　申請された区間において既に別の活動が行われており、申請内容が当該活動に支障を及ぼすと認められる場合

（審査結果の通知）
第11条　市長は前条の審査の結果について、支援を行う場合には川づくり支援決定通知書（第２号様式の１）により、支援を行わない場合には川づくり支援不決定通知書（第２号様式の２）によりそれぞれ通知する。

（支援内容の協議）
第12条　市長は、支援を行う場合には、前条の通知を受けた者と協議の上、派遣する川づくりコーディネーターなど具体的な支援内容を定めるものとする。

（支援の実施）
第13条　市長は前条により定めた支援内容に基づき、予算の範囲で実施者に川づくりの支援を行う。
２　本制度に基づくすべての活動に対し、横浜市水辺愛護会活動補助金交付要綱（平成23年２月９日制定）に定める補助金の交付は、適用できないものとする。

（川づくりコーディネーターの派遣）
第14条　実施者は、川づくり、または川づくりの検討のために川づくりコーディネーターの派遣を希望する場合には、川づくりコーディネーター派遣依頼書（第３号様式の１）を市長に提出するものとする。
２　希望理由によっては、派遣を行わない場合がある。
３　川づくりコーディネーターの派遣形態については、対面またはオンラインによるものとする。

（川づくりの検討）
第15条　実施者は、川づくりコーディネーターの支援を受けて川づくりに関するワーキング、勉強会、見学会等を行い、川づくりの内容を検討するものとする。

２　前項による検討の結果、川づくりを実施しない場合は、実施者は市長にその旨を届け出るものとする。

（川づくりプランの作成）

第16条　前条の検討の結果、川づくりを行おうとする場合には、実施者は川づくりコーディネーター及び横浜市などと相談しながら川づくりプランを作成し、市長へ提出しなければならない。

２　川づくりプランは「横浜市魚類等の生息環境改善の手引き」を参考に作成しなければならない。

３　川づくりにあたり資材の提供を必要とする場合には、川づくりプランにおいてその内容等を記載しなければならない。

４　川づくりプランの作成に係る期間は第６条第１項のとおりとする。

（川づくりプランの審査）

第17条　市長は、前条第１項により実施者から川づくりプランが提出されたとき、その内容が治水上問題を生じないこと、生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全に有益であること、市民協働により実行可能であること、許認可等の必要性等を確認し、その実施の可否について実施者に書面をもって通知する。

（川づくりの実施）

第18条　前条の通知を受けた実施者は、川づくりプランに従って川づくりを行うものとする。

２　川づくりの実施に係る期間は第６条第１項のとおりとする。

３　ただし、支援期間終了後の追加の支援については、第６条第２項のとおりとする。

（活動報告）

第19条　実施者は、支援を受けた活動を実施した際は、実施後速やかに実施日、実施内容、実施状況等を任意様式により報告しなければならない。

（担当窓口）

第20条　この要綱に定める事項についての事務は、道路局河川部河川企画課が行う。

（その他）

第21条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は道路局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年９月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年３月 31 日から施行する。